

2 引取業者・フロン回収業者の実施義務

引取業者

使用済自動車の引取りと引取報告の実施

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要がある。

また、使用済自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要がある。

<正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・使用済自動車に異物が混入している場合
- ・使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・使用済自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

引取の際にリサイクル料金等の預託の確認

使用済自動車を引き取る際には、リサイクル料金等が資金管理人((財)自動車リサイクル促進センター)に預託されている旨の確認が必要となる。預託されていない場合には、リサイクル料金等の預託実務を行うこと。

(1) 中古車として下取る場合

1) リサイクル料金が預託済みの場合

車両価格部分と預託金相当額の合計額を譲渡者(旧所有者)へ支払う。

2) リサイクル料金が未預託の場合

車両価格部分のみを譲渡者(旧所有者)へ支払う(リサイクル料金のやりとりはない)。

(2) 使用済自動車として引き取る場合

1) リサイクル料金が預託済みの場合

中古車として下取る場合と異なり、預託金相当額の最終所有者への支払いは不要。

2) リサイクル料金が未預託の場合

最終所有者によりリサイクル料金を支払う必要がある(引取時預託)。

最終所有者に引取りの書面(引取証明書)の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、使用済自動車1台ごとに引取証明書を速やかに交付すること。

引取証明書に記載しなければならない事項は以下のとおりであるが、最終所有者がリサイクル券を保持していた場合は、リサイクル券の[B券]に必要事項を記入して引取証明書として活用することが可能となる。

<記載必要事項>

- ・引取業者名、登録番号、事業所名・所在地・電話番号
- ・使用済自動車の車台番号
- ・引取りを求めた者(最終所有者)の名
- ・引取年月日

- ・リサイクル料金等（リサイクル料金+情報管理料金）の額

フロン類回収業者又は解体業者への引渡しと引渡報告の実施

フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認して、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引き渡す必要がある。原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要がある。

フロン類回収業者

使用済自動車の引取りと引取報告の実施

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要がある。

また、使用済自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要がある。

<正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・使用済自動車に異物が混入している場合
- ・使用済自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・使用済自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

フロンの回収義務及び引渡義務

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務がある。

<フロン類回収基準>

- ・フロン類およびフロン類の回収方法について知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またフロン類の回収に立ち会うこと。
- ・特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間を経過した後、下表のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること（通常いわゆる2度引きが必要）。

フロン類の充てん量	圧力
2kg 未満	0.1MPa
2kg 以上	0.09MPa

<フロン類運搬基準>

- ・回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- ・フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしないこと。

解体業者への引渡しと引渡報告の実施

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す必要がある。原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡取報告を行う必要がある。

また、毎年度終了後1月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の以下の項目について情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する義務がある。

[毎年度事業所ごとに定期報告が必要な項目]

- ・前年度中に自動車メーカー等に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量
- ・前年度中に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量およびフロン類を再利用した使用済自動車の車台番号
- ・3月末日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量